

平成 30 年

第 5 回

月形町農業委員会総会

議事録

平成 30 年 5 月 24 日

月形町農業委員会

招 集 年 月 日	平成30年5月18日					
招 集 の 場 所	樺戸郡月形町役場大会議室					
開 閉 日 時	開会	平成30年5月24日	午後4時00分	議長	多田正光	
	閉会	平成30年5月24日	午後4時40分	議長	多田正光	
応(不応)招集委及び 出席並びに欠席委員  出席 11名 欠席 0名  ○ …… 出席 × …… 欠席  公 …… 公務欠席	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
	1	渡辺祥紀	○	7	服部 栄	○
	2	青柳和弘	○	8	内藤康志	○
	3	山崎敏美	○	9	渡辺早智子	○
	4	黒宮勝美	○	10	小野栄治	○
	5	中嶋雅義	○	11	多田正光	○
	6	西川 優	○			
出席した職員	事務局長	加藤弘光	総務係長	佐藤直樹		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり					
会議に附した議件	別紙議事日程のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成30年第5回月形町農業委員会総会

平成30年5月24日

午後4時00分

月形町役場 委員会室

議 事 日 程			
番号	議案番号	件 名	摘要
1		議事録署名委員の氏名 番 委員 番 委員	
2		会期の決定	
3		会務報告	
4	報告第21号	農用地のあっせん申し出について（貸付け1件）	P 1
5	報告第22号	農地の賃貸借の合意解約について（2件）	P 2～3
6	報告第23号	農業経営改善計画の認定について（4件）	P 4
7	報告第24号	農業経営改善計画の認定取消について（1件）	P 5
8	報告第25号	あっせん委員会報告について	P 6
9	議案第18号	農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転1件）	P 7
10	議案第19号	農地法第4条の規定による許可申請について（1件）	P 8
11	議案第20号	土地の現況証明願について（1件）	P 9
12	議案第21号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定1件）	P 10
13	議案第22号	農業振興地域整備計画の変更について（1件）	P 11～12

事務局長 加藤 弘 光	<p>定刻となりましたので、平成30年第5回月形町農業委員会総会を開会いたしますが、月形町農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が努めることになっていきますので、多田会長に議事の進行をお願いします。</p>
議長 多田 正 光	<p>只今の出席委員数は11名です。</p> <p>定足数に達していますので、会議規則第6条の規定により、本日の総会は成り立ちました。</p> <p>本日をもって招集された平成30年第5回月形町農業委員会総会を只今より開会いたします。(午後4時00分)</p> <p>議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>日程番号1番、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により、議長において、1番渡辺祥紀委員、2番青柳委員の両君を指名します。</p> <p>日程番号2番、会期の決定をいたします。お諮りいたします。</p> <p>平成30年第5回月形町農業委員会総会は、5月24日、本日1日限りとしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長 多田 正 光	<p>異議なしと認めます。よって、平成30年第5回月形町農業委員会総会は、5月24日、本日1日限りとすることに決定いたしました。</p> <p>日程番号3番、会務報告。会務報告はお手元に配付のとおりです。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長 加藤 弘 光	<p>平成30年4月26日から平成30年5月23日までの会務報告です。</p> <p>4月26日、平成30年第4回月形町農業委員会総会をここ役場委員会室で11名の委員の出席により開催いたしました。</p> <p>5月8日、事前協議を農業委員会会議室で開催いたしました。利用権設定1件について協議・確認を行い、西川委員、黒宮委員が立会されました。</p> <p>5月15日、樺戸神社春季大祭に多田会長が出席されました。</p> <p>5月17日、農地移動適正化あっせん月形地区委員会を役場委員会室で10名の委員の出席により開催いたしました。利用権設定1件について審議いたしました。</p> <p>同日、現地調査を行っております。現況証明願出に係る現地調査を渡辺会長職務代理、中嶋委員、渡辺早智子委員、農地法第3条の所有権移転に係る調査を渡辺会長職務代理、服部委員、農地法第4条の農地転用に係る調査を渡辺会長職務代理、山崎委員、小野委員、農業振興地域整備計画の変更に係る調査を内藤委員、小野委員が実施しております。</p>

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>同日、北海道農業会議監事会が札幌市で開催され、多田会長が出席されました。</p> <p>5月18日、北海道農業会議平成30年度第1回代表専務理事会議及び平成30年度第2回常設審議委員会が札幌市で開催され、多田会長が出席されました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 多田 正 光</p>	<p>説明が終わりました。質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質問、ご意見がありませんので、会務報告は、報告済みといたします。</p> <p>続きまして、日程番号4番、報告第21号、農用地のあっせん申し出について、貸付け1件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書1頁をご覧ください。</p> <p>報告第21号、農用地のあっせん申し出について、貸付け1件を上程しております。</p> <p>月形町農地移動適正化あっせん基準第7条第1項の規定により、下記の者から農用地の貸付けの申し出があったので報告します。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>申出人、岩見沢市□□□□ ○○○○さん。土地の所在地、月形町□□□□、現況地目、畑3, 145㎡。以下畑の計、合計共に4筆59, 801㎡。なお、説明資料の2頁に所在図を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 多田 正 光</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がありませんので、報告第21号は、承認いたしました。</p> <p>続きまして、日程番号5番、報告第22号、農地の賃貸借の合意解約について2件を議題といたします。</p> <p>番号1及び2を一括説明とさせていただきます。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書2頁をご覧ください。</p>

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>報告第22号、農地の賃貸借の合意解約について2件を上程しております。        下記の者から農地の賃貸借を合意解約した通知がありましたので報告します。        本日の提出です。        番号1、通知者貸主、岩見沢市□□□□ ○○○○さん。借主、樺戸郡月形町□□□□、□□□□ ○○○○さん。解約した土地、月形町□□□□、現況地目畑3, 145㎡。以下畑の計、合計共に4筆59, 801㎡です。権利区分は賃貸借、農業経営基盤強化促進法。契約年月日は平成26年1月29日。契約期間は平成26年1月29日から平成35年11月30日までの10年間。合意解約が成立した日、合意解約を行う日、解約通知日共に平成30年4月20日。        本件につきましては、貸主、借主の合意により、利用権の設定を解約したいとの申し出があったための合意解約です。        なお、所在地は、報告第21号で説明した場所になります。        続きまして、議案書3頁をご覧ください。        番号2、通知者貸主、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。借主、樺戸郡月形町□□□□、□□□□ ○○○○さん。解約した土地、月形町□□□□、現況地目畑7, 071㎡。畑の計合計共に1筆7, 071㎡。権利区分は賃貸借、農地法。契約年月日は平成29年4月29日。契約期間は平成29年4月29日から平成39年4月28日までの10年間。合意解約が成立した日、合意解約を行う日、解約通知日共に平成30年4月24日。        本件につきましては、農地法第3条による所有権移転のための合意解約です。        なお、所在地は、関連議案である議案第18号、番号1でご説明いたします。        以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 多田 正 光</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等ございませんか。        (なしの声あり)        質疑、ご意見がありませんので、報告第22号は、承認いたしました。        続きまして、日程番号6番、報告第23号、農業経営改善計画の認定について、4件を議題といたします。        事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書4頁をご覧ください。        報告第23号、農業経営改善計画の認定について4件を上程しております。        農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による、農業経営改善計画の認定について、下記の者が認定されたので報告します。</p>

事務局長 加藤 弘 光	<p>本日の提出です。</p> <p>1、認定農業者名 ○○○○、再認定ほか3件、認定番号、認定年月日、認定の有効期限につきましては議案書に記載のとおりです。</p> <p>2、通知文ですが、説明資料の3頁から4頁にかけて町からの認定通知書の写しを添付しておりますので、ご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 多田 正 光	<p>説明が終わりましたので、質疑、ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がありませんので、報告第23号は、承認いたしました。</p> <p>続きまして、日程番号7番、報告第24号、農業経営改善計画の認定取消について、1件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
事務局長 加藤 弘 光	<p>議案書5頁をご覧ください。</p> <p>報告第24号、農業経営改善計画の認定取消について1件を上程しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による、農業経営改善計画の認定について、下記の者が認定取消になりましたので報告します。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>1、認定農業者名 ○○○○さん、認定番号、認定年月日、取消年月日及び事由につきましては議案書に記載のとおりです。</p> <p>2、通知文ですが、説明資料の5頁に町からの認定取消通知書の写しを添付しておりますので、ご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 多田 正 光	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がありませんので、報告第24号は、承認いたしました。</p> <p>続きまして、日程番号8番、報告第25号、あっせん委員会報告についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
事務局長 加藤 弘 光	<p>議案書6頁をご覧ください。</p>

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>報告第25号、あっせん委員会報告について。 あっせん委員会より月形町農地移動適正化あっせん基準に基づき、平成30年5月17日あっせん結果の通知がありましたので報告します。 本日の提出です。 番号1、申出人、岩見沢市□□□□ ○○○○さん。申出年月日は平成30年4月20日 内容は貸付けです。対象地は樺戸郡月形町□□□□、他3筆合計59,801㎡。協議結果は成立、相手方は樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さんです。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 多田 正 光</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等ございませんか。  (なしの声あり)  質疑、ご意見がありませんので、報告第25号は、承認いたしました。 続きまして、日程番号9番、議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1件を議題といたします。 事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書7頁をご覧ください。 議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1件を上程しております。 農地法第3条第1項の規定による所有権移転について、下記の者から申請がありましたので許可の可否について審議願います。 本日の提出です。 申請人、譲渡人、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。譲受人、樺戸郡月形町□□□□ □□□□ ○○○○さん。申請地は月形町□□□□ 現況地目畑7,071㎡ 畑の計、合計共に1筆7,071㎡です。経営地の内容、労働力、大農機具については議案書に記載のとおりです。申請理由は譲渡人は作業効率、生産性を考慮し、受け手の団地化のために農地を譲渡したい。譲受人は、隣接する農地を買受け、農地を団地化することで生産性を向上させたい。との理由です。 なお、説明資料の6頁に調査書、同じく7頁に所在図を添付しておりますので、ご参照ください。 なお、農地法第3条第2項第1号から第7号に規定する不許可事項には該当していないため、許可要件の全てを満たすものです。 以上で説明を終わります。</p>



議長 多田正光	<p>補足説明を服部委員お願いします。</p>
委員 服部 栄	<p>本件は、譲渡人の農作業効率の向上と、譲受人が隣接する農地を買受けることで、生産性を高めるために行う所有権の移転です。</p> <p>なお、5月17日、渡辺会長職務代理、事務局2名と申請地の確認を行いました。他の農業者などの利用の希望はないと思われます。また、本件の所有権移転が、周辺の農地へ与える影響はないと思われます。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
議長 多田正光	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、議案第18号について原案に賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第18号は原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして、日程番号10番、議案第19号、農地法第4条の規定による許可申請について1件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
事務局長 加藤弘光	<p>議案書8頁をご覧ください。</p> <p>議案第19号、農地法第4条の規定による許可申請について1件を上程しております。</p> <p>農地法第4条の規定による農地転用について、下記の者から申請がありましたので許可の可否について審議願います。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1、申請人、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。事業計画地は月形町□□□□ 現況地目畑 360.4㎡ 畑の計、合計共に1筆で360.4㎡です。申請理由は農業用倉庫1棟の建設、期間又は年数は許可日から永久、転用計画の内容は議案書に記載のとおりです。</p> <p>なお、説明資料の8頁に現地確認表、同じく9頁に所在図、10頁に転用配置図、11頁から16頁にかけて審査表を添付しておりますので、ご参照ください。</p> <p>農地法第4条及び第5条に伴う農地転用の許可につきましては、平成28年度から知事より月形町長に権限移譲を受け、また、町から農業委員会に地方自治法第180条の2の規定に基づき事務委任がされています。</p>

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>本件の申請地は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地の転用ですが、農業用倉庫の建設と冬期間の落雪等の堆積場所の確保のためのものです。</p> <p>申請地周辺の申請者が所有する土地には、建設可能な非農地や第3種農地が存在しないため、代替地の確保は困難なこと。また、転用計画につきましては、資力は金融機関からの証書等から適当であり、転用計画面積は妥当であります。更に、転用に伴う周辺農地などの営農条件への支障及び被害の発生する恐れはないため、許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 多田 正 光</p>	<p>補足説明を山崎委員お願いします。</p>
<p>委員 山崎 敏 美</p>	<p>本件については、〇〇〇〇さんの農業用倉庫の建設のために転用申請が提出されたものですが、5月17日、渡辺会長職務代理、小野委員、私、事務局2名と申請地の確認を行いました。周辺には非農地や第3種農地などの代替になる土地は存在せず、転用が今後の農家経営や耕作に支障来すものではありません。更に、周辺の農地などへの影響もないため、農地転用については問題のないことを確認しています。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
<p>議長 多田 正 光</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、議案第19号について原案に賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第19号は原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして、日程番号11番、議案第20号、土地の現況証明願について1件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書9頁をご覧ください。</p> <p>議案第20号、土地の現況証明願いについて1件を上程しております。</p> <p>土地の現況について、下記の者から願い出があったので審議願います。本日の提出です。</p>

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>願出人 樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。所有者の住所氏名は願出人と同一です。願出理由は地目変更登記申請のため。現地調査年月日は平成30年5月17日。願出地は樺戸郡月形町□□□□、公簿地目は畑 1筆、面積1,678㎡、畑の計、合計ともに同様です。現況は農地・採草放牧地以外、利用状況は雑種地です。</p> <p>説明資料の17頁に所在図を添付して添付しておりますので、ご参照ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 多田 正 光</p>	<p>補足説明を、渡辺早智子委員お願いします。</p>
<p>委員 渡辺 早智子</p>	<p>5月17日、渡辺会長職務代理、中嶋委員、私、事務局2名と現地調査を行いました。</p> <p>願出地は、現状では農業経営のための農地として利用しておらず、また、今後も農地として利用することは難しいと思われるため、非農地とすることは問題ないと認められます。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
<p>議長 多田 正 光</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、議案第20号について原案に賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第20号は原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして、日程番号12番、議案第21号、農用地利用集積計画の決定について、利用権設定1件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書10頁をご覧ください。</p> <p>議案第21号、農用地利用集積計画の決定について、利用権設定1件を上程しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記の農用地利用集積についての決定の議決を願います。</p> <p>本日の提出です。</p>

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>番号1、権利区分、賃貸借。貸主、岩見沢市□□□□ ○○○○さん。申出理由、離農。借主、樺戸郡月形町□□□□ 若槻潔さん。申出理由、経営規模拡大。借主の経営状況は議案書に記載のとおりです。申出地、樺戸郡月形町□□□□。現況地目畑3, 145㎡、以下畑の計合計共に4筆59, 801㎡。希望事項として、賃借料総額△△△△円。10a当賃借料畑△△△△円、設定期間は平成30年5月25日から平成39年11月30日までの10年間。なお、説明資料の18頁に所在図を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。</p> <p>本件は、農用地利用集積計画の作成に関しては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の全ての要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 多田 正 光</p>	<p>補足説明を、黒宮委員お願いします。</p>
<p>委員 黒宮 勝 美</p>	<p>本件については、貸主と前借主との賃貸借の合意解約により、貸主から農用地の貸し付けのあっせん申し出があり、このため、西川委員と地域の担い手へあっせんを行った結果、借主以外にあっせんの希望はありませんでした。</p> <p>5月7日、西川委員、私、事務局2名により事前協議を行い、出し手の貸主と地域の担い手である借主の双方の意向を確認しました。</p> <p>合意になった内容につきましては、議案書に記載のとおりです。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
<p>議長 多田 正 光</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、議案第21号について原案に賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第21号は原案のとおり可決いたしました。</p> <p>続きまして、日程番号13番、議案第22号、農業振興地域整備計画の変更について1件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書11頁をご覧ください。</p> <p>議案第22号、農業振興地域整備計画の変更について1件を上程しております。</p>

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、月形町長から月形町農業振興地域整備計画の変更に関する意見を求められていますので、可否について審議願います。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1、事業計画者 樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。事業計画地は月形町□□□□、現況地目畑337.41㎡、畑の計、合計共に1筆337.41㎡。事業計画の内容は、農家住宅1棟の建設等議案書に記載のとおりです。</p> <p>議案書12頁をご覧ください。</p> <p>土地の選定理由については、議案書に記載の①から⑥のとおりです。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第28号に規定する全ての要件を満たしています。用途区分は変更前は農用地、変更後は宅地です。</p> <p>本件は、申請者の住宅の新築のため町より農業振興地域整備計画に関する意見の聴取の依頼です。</p> <p>なお、説明資料19頁に所在図、20頁から23頁にかけ、町からの農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取の依頼書を添付しておりますので、ご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 多田 正 光</p>	<p>補足説明を、内藤委員お願いします。</p>
<p>委員 内藤 康 志</p>	<p>本件について、5月17日、小野委員、私、事務局2名と対象地の確認を行いました。</p> <p>申請者は現在、農地から離れた住宅に住み、通い作を行っています。</p> <p>また、農地の周辺には、申請者の親の住む住宅があり、そのため、周辺には非農地や第3種農地などの代替えになる土地は存在しません。</p> <p>対象地の農用地区域の除外については、事務局からの説明のとおり全ての要件を満たしていますので、問題がないことを確認しております。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
<p>議長 多田 正 光</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、議案第22号について、農業振興地域整備計画の変更については支障がないものと認めてよろしいでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長 多田正光

全員賛成ですので、議案第22号は農業振興地域整備計画の変更は支障がないものと決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に附議された全ての議件を終了いたしました。

以上を以って平成30年第5回月形町農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。(午後4時40分)